

はじめに

平成18年度中に総社市へ27件の高齢者への虐待事例が通報され、高齢者に対する虐待や不適切なケアの実情が徐々に明らかになり、その深刻な状況が表面化してきています。

このこと背景には、平成18年4月の介護保険法の見直しに伴い、高齢者が、住み慣れた地域の中で尊厳をもって暮らしていく社会を構築していく上で、「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立が重要であることから、「地域包括支援センター」が創設され、総社市でも行政直営として設置され、小地域ケア会議を中核とした地域包括ケアシステムを構築し高齢者虐待の発見に貢献しています。

また、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、同じく平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待への対応根拠が明確化されたことも大きな要因となっています。

このような中、総社市では、今後の対応策を検討するための正確な実態を把握し、より迅速かつ適切な対応システムの開発を行なうこと及び地域包括支援センターが高齢者虐待の直接相談窓口であることを周知することを目的として、高齢者虐待に関する対応状況等の実態調査を行いました。

この結果を基に、虐待に対する共通認識をもって、早期発見、介入・支援、相談窓口と関係機関のネットワークのあり方など、地域で支援する関係者が業務の参考となるよう「総社市高齢者虐待対応マニュアル」を作成しました。

高齢者の尊厳を支え、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるようにという思いは、誰もが持っています。しかし、もしその地域での暮らしが養護者の介護負担や、制度や支援不足等による高齢者虐待によって損なわれるとしたら、それは住民すべてに関わる重い問題です。私たちが会うすべての養護者がこの痛ましい事態に陥る可能性があることを十分に認識するとともに、養護者を虐待者にならない働きかけが大切です。

今後、養護者や施設従事者に限らず、地域や家族にも広く高齢者虐待について啓発するために研修や広報が必要であり、本マニュアルを活用した周知活動を積極的に行い、高齢者虐待の防止に取り組んでいきたいと考えています。